

「改正労働施策総合推進法等説明会～カスタマーハラスメント・就活セクシュアルハラスメント対策等～」を開催しました!

栃木労働局では、栃木県との共催により令和8年 6 月 17 日(水)に栃木県庁研修館講堂において、「改正労働施策総合推進法等説明会」を開催しました!

多数の事業所の皆さまにご参加いただき、誠にありがとうございました。

今回の説明会は、募集開始から 1 週間に満たず定員に達し、令和 8 年 10 月 1 日施行のカスタマーハラスメント対策及び就職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止措置への事業主の皆様のご関心の高さがうかがえました。

また、定員到達後も多くのお問い合わせをいただいたことから、今秋にも説明会の開催を予定しています。制度対応のポイントや実務に役立つ情報をお届けする予定ですので、ぜひご参加ください。



<内容>

- (1)カスタマーハラスメント対策の義務化等労働施策総合推進法等の改正
- (2)関連する県の施策説明
- (3)女性活躍推進法の改正
- (4)労働基準関係法令の概要及び同一労働同一賃金の取組